

医療情報に関する理解促進委員会設置要綱

平成22年6月15日付22福保医政第456号
一部改正 令和5年6月26日付5福保医政第720号
一部改正 令和5年10月18日付5保医医政第353号

(目的)

第1条 都民の医療に関する理解促進及び都民と医療従事者の相互理解の促進を図るため、医療情報に関する理解促進委員会（以下「促進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 促進委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 医療情報を理解するために都民が必要とする情報に関すること。
- (2) 医療情報の効果的な提供方法に関すること。
- (3) 医療情報を提供する関係者間の連携強化に関すること。
- (4) 都民と医療機関の情報の共有化に関すること。
- (5) その他、都民と医療提供者との信頼関係の構築に関すること。

(構成)

第3条 促進委員会は、別表に掲げる者のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- 2 促進委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中に変更のあった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 促進委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(議事録の作成)

第6条 促進委員会は、議事録を作成するものとする。

(庶務)

第7条 促進委員会の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、促進委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２２年６月１５日から施行する。

附 則（令和５年６月２６日５福保医政第７２０号）

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附 則（令和５年１０月１８日５保医医政第３５３号）

この要綱は、令和５年１０月１８日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	人数	備 考
医療を受ける者	5名程度	
医療を提供する者	6名程度	公益社団法人東京都医師会理事、公益社団法人東京都歯科医師会理事、公益社団法人東京都薬剤師会常務理事及び公益社団法人東京都看護協会常務理事で医療情報を担当する者を含む
学識経験者等	4名程度	
上記以外の者	3名程度	教育関係者、保険者、行政機関など上記以外で、協議事項に関連のある団体等の代表者等